5　ダンピング防止対策等の推進

官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていること等を踏まえ、ダンピング対策の充実等、適正価格での契約や価格と品質が総合的に優れた調達の推進を図るため、適切な対策を講じる。

（一）ダンピング防止推進の周知

国等は、ダンピングの防止について、ホームページへの掲載等により周知を行うよう努めるものとする。

（二）適切な予定価格の作成

①　国等は、物件等の発注に当たっては、需給の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品等については、特に、最新の実勢価格や需給の状況等を考慮するよう努めるものとする。

②　国等は、公庫等及び地方公共団体における工事等の発注に際し、いわゆる歩切りや予定価格等の事前公表の取りやめ等が促進されるよう努めるものとする。

（三）低入札価格調査制度の適切な活用等

①　国等は、役務及び工事等の発注に当たっては、ダンピング受注の排除等適正価格による契約の推進のため、低入札価格調査制度を適切に活用するものとする。

②　国等は、特に人件費比率の高い役務契約については、適正な履行確保の観点から、低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合における措置として、人件費が明記された入札価格内訳書の徴収の徹底とともに、落札の決定があった旨の公表の徹底を行うものとする。

また、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁は、その執行を図る上で、必要に応じ下記③において中小企業庁が取りまとめた情報も含め、低入札価格調査制度に基づく調査情報も活用する。

③　中小企業庁は、特に人件費比率の高い役務契約であって人件費単価が低い業務（清掃等）について、各府省等が公表する低入札価格調査制度に基づく調査情報を取りまとめ、下請代金支払遅延等防止法、独占禁止法及び労働関連法等の所管行政庁に提供する。

④　国等は、地方公共団体における工事等の発注に際し、低入札価格調査制度、最低制限価格制度及び入札ボンド制度等の適切な活用が促進されるよう努めるものとする。

第二　中小企業・小規模事業者向け契約目標

国等は、上記第一に掲げる措置を講ずること等により、平成二十五年度における国等の契約のうち、官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が、約四兆一千九百二億円、比率が、五十六・六％となるよう努めるものとする。

第三　官公需対策における政府一体の取組み

（一）方針の普及及び徹底等

国等は、本方針について、一層の普及及び徹底を図るものとする。また、国等の地方支分部局等は、官公需確保対策地方推進協議会への参加等により得た中小企業・小規模事業者の声を踏まえ、地方の実情に即して、中小企業・小規模事業者の受注機会の増大を図るよう努めるものとする。

（二）措置状況の通知及び情報の公表

国等は、上記第一の諸項目に関する措置状況を中小企業庁あて通知するなど、中小企業庁と密接な連絡を取るとともに、本方針の進行について地方支分部局等を指導する等適切な管理を行い、本方針の実施について遺憾のないよう努めるものとする。中小企業庁は、各府省等から通知された措置状況について取りまとめ、その情報を公表するものとする。

（三）地方公共団体の施策

中小企業庁は、地方公共団体による官公需施策の事例等を収集して取りまとめ、これらの情報を公表することにより、地方公共団体の官公需施策の推進に資することとする。

（別　紙）

平成２４年度中小企業・小規模事業者向け契約実績

（単位：億円）

各府省等名	官公需総予算額(A)				中小企業・小規模事業者向け契約実績額(B)				B／A　(%)			
	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計	物件	工事	役務	計
衆議院	29	12	68	110	18	2	13	33	59.8	17.3	18.9	29.6
参議院	3	1	13	17	2	1	3	6	63.0	80.5	27.0	37.0
最高裁判所	39	109	115	263	26	40	43	109	68.4	36.5	37.4	41.6
会計検査院	2	[0.2]	7	9	2	[0.2]	1	3	80.4	94.4	19.4	34.0
内閣・内閣府	368	511	465	1,343	156	374	159	690	42.5	73.3	34.2	51.4
復興庁	2	－	4	6	1	－	1	3	55.7	－	37.8	43.7
総務省	93	1	339	432	33	1	198	232	35.8	79.0	58.5	53.6
法務省	782	104	563	1,449	257	80	172	509	32.9	77.2	30.5	35.1
外務省	9	2	89	100	4	1	32	37	47.3	75.2	35.7	37.4
財務省	136	100	391	627	84	88	195	366	61.8	87.8	49.7	58.4
文部科学省	434	8	71	514	426	2	21	449	98.1	22.0	29.2	87.3
厚生労働省	196	81	270	547	136	58	183	378	69.2	72.6	67.8	69.0
農林水産省	103	1,383	892	2,378	75	1,090	707	1,871	72.7	78.8	79.2	78.7
経済産業省	12	2	104	118	9	1	57	67	79.0	39.4	55.2	57.3
国土交通省	955	18,229	5,342	24,526	427	11,129	2,061	13,617	44.8	61.0	38.6	55.5
環境省	12	99	382	493	10	44	123	177	86.1	44.1	32.3	35.9
防衛省	4,177	1,012	2,132	7,321	1,787	534	784	3,105	42.8	52.8	36.8	42.4
国計	7,352	21,653	11,249	40,254	3,454	13,445	4,755	21,653	47.0	62.1	42.3	53.8
公庫等計	12,075	8,573	10,278	30,927	7,410	3,440	5,564	16,414	61.4	40.1	54.1	53.1
国等計	19,427	30,227	21,527	71,181	10,864	16,884	10,318	38,067	55.9	55.9	47.9	53.5

（注1）　計の欄の金額は、各府省等から平成２４年度の実績として提出されたそれぞれの金額の積み上げであるが、端数処理のため、合致しない場合がある。

（注2）　括弧書（［　］）は、金額が５千万円未満であることを示す。

（注3）　官公需対象品目について、平成２１年度実績及び平成２２年度目標から中小企業・小規模事業者の受注可能性がないもの（一部の医薬品、海上保安船舶等）を除外する等の見直しを行った。